

公平性を確保し疑義が生じない選出方法を!

申21号・新潟支社内各事業場における過半数代表者の選出に関する申し入れ団体交渉

新潟地本は9月6日、申21号・新潟支社内各事業場における過半数代表者の選出に関する申し入れの団体交渉を行いました。

公平・公正な選出の必要性については労使共に同じ認識であるものの、「現場管理者は絶対的に信用が出来る存在」を前提とする支社側と、第三者的な視点で中立といえる条件を整えることで公平性を保とうと主張する組合側との間で議論は平行線に終わりました。

地本交渉団は、今回実施された過半数代表者選挙について、告示から投票、開票における取扱いについて支社の評価を明らかにするよう求めました。支社側は、労働基準法施行規則第6条の2に則り投票という選出方法を選んだとしました。

その上で、実施にあたり現場長を集めて説明を行い、今回の代表者選挙について大きな問題はなかったとの認識を示しました。

公平な過半数代表者選出を実現するために「立候補者の所信表明等による投票有権者への周知」「投票期間中の選挙立会いを複数者で実施」「立候補者が推薦した社員による開票作業への立会い」を求めました。

支社側は、所信表明を出すというルールはないと申し出があれば書くことは構わないとの回答を示しました。

再雇用先の労働条件・労働環境の改善と組織の拡大をめざそう!

エルダー協議会 第3回定期総会

本部エルダー協議会は9月27日、本部会議室において第3回定期総会を開催しました。総会には総勢30名の組合員が結集しました。

前田副会長は挨拶の中で、「様々な変化の中で、私たちエルダー組合員の英知と行動を結集し、エルダー



で「エルダー組合員として組織の拡大をめざそう」

「地方本部と連携し課題の改善をめざしていこう」と述べました。

今回の総会では初めて新潟地本から委員が出席し、新役員体制に幹事が選出されました。

地本のエルダー組合員数は30名を超え、今後も増えていくことを見据えた取り組みが必要です。

エルダー社員制度に関する様々な問題や不満を訴える声が上がっており、その改善に向けて、エルダー協議会、昭和採用連絡会と連携しながら取り組みを進めていきます。



今こそ労働組合の存在意義と私たちの取り組みを内外に発信しよう

上中越支部第7回定期大会の開催

上中越支部は9月12日、長岡運輸区講習室において第7回定期大会を開催しました。総勢39名の組合員が結集し、向こう一年間の方針を満場一致で決定

切な行為について言及し、現場の社員がその姿を見ている中で人材育成の上でも非常に問題があり、世間にも示しても恥ずかしくない内容で実施するべきだと指摘しました。

支社側は、組合側から指摘されたような社員から疑念を持たれるような事象があったことは把握していなかったとして、次回も同じ方法をとるとなれば、疑念を持たれないよう指導の中に入れて行っていくとしました。

支社側は、次回以降の選出についても同じ形で考えているとしました。

一方で今回の交渉を通じて、「ルールで決まっていなかったために現場次第」とする内容が多くあることも明らかにしました。

36協定や24協定をはじめ労働条件や福利厚生に直結する課題を託す代表者を選出する重要な手続きであり、公平性・公正性を保つため議論を進めていきます。



「乗務員勤務制度見直し」についての学習会の開催」「エルダー制度における派遣先の現状や労働条件・賃金、定年延長について」など、様々な問題克服や実践に基づく教訓など、1年間の取り組みの総括と、私たちの進むべき方向性を示すものとして全体で確認しました。

定期支部委員会以降、上中越支部では5名の皆さんから我が組合に加入をいただきました。

この間、職場で発生する様々な問題をはじめ、業務課題の解決に向け真剣に取り組んできたことで、私たちの運動に共感してくれる声が多く聞かれます。

上中越支部が更に飛躍する一年となるよう、全組合員参加の運動を基軸に、労働組合の存在意義と私たちの取り組みを内外に発信しながら、私たちの要求実現を勝ち取るため、更なる組織の強化・拡大を目指していきます。

(上中越支部投稿)

労働基準法施行規則 第6条の2

(いわゆる24協定や36協定などについて定める労働基準法の各条文で)規2. 法に規定する協定等を定める労働者の過半数を代表する者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

1. 法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でないこと。
2. 法に規定する協定等を定める者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であること。